

※就業禁止期間を7日間に修正（適用日は1月28日）

新型コロナウイルス感染症への当面の対応（第19報） （令和4年1月20日時点）

本学危機対策本部会議からの通知のとおり、全国的にオミクロン株の広がりとともに感染が拡大し、道内でもオミクロン株の広がりにより新規感染者数がさらに増加していることに伴い、本学のBCPが「レベル2」に引き上げられたことから当面の対応についても一部変更しておりますので、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

1. 海外渡航について

(1) 海外渡航について

出張等による海外渡航を中止・延期すること。ただし、学長が特に認めた場合は除くため、適宜、総務課職員係まで相談すること。

なお、私事の渡航についても、厳に自粛すること。

(2) 真にやむを得ず私事渡航する場合

事前に総務課職員係に報告のうえ、感染防止のための対策（人混みを避ける、マスクを着用する、石けんを使用した手洗い等）を行うこと。

上記の地域に関わらず、海外渡航を検討する際は外務省海外安全 HP で最新の情報を確認すること。[\(https://www.anzen.mofa.go.jp/\)](https://www.anzen.mofa.go.jp/)

2. 国内出張について

国内の出張については可能とするが、不要不急の出張は中止・延期すること。

特に、まん延防止等重点措置の対象地域への出張については、用務内容を検討し真に必要な用務以外は出張を延期・中止するなど慎重に検討すること。

3. 新型コロナウイルスに罹患等した場合の取扱いについて

(1) 就業禁止等

- ①新型コロナウイルス感染症と診断された教職員は「就業禁止」（有給）とする。
- ②新型コロナウイルス感染症に罹患した者の濃厚接触者となった教職員は「就業禁止」とする。ただし、健康観察等の観点から問題がない場合は、自宅等での「テレワーク」を行うことができるものとする。
- ③検疫法に規定する停留の対象となった場合又は検疫所長が指定する場所での待機を要請された場合は「就業禁止」とする。ただし、健康観察等の観点から問題がない場合は、指定された場所での業務遂行のための環境に問題がない場合において「テレワーク」を行うことができるものとする。

(2) 就業禁止等の期間

- ・ 上記①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
診断された日から医療機関により治癒したと診断される日までとする。
- ・ 上記②新型コロナウイルス感染症に罹患した者の濃厚接触者となった場合
新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日から **7日間**とする。ただし、当該者の健康状況等によっては必要に応じて延長することがある。
- ・ 上記③検疫法に規定する停留の対象となった場合又は検疫所長が指定する場所での待機を要請された場合
検疫法に規定する停留の対象となった場合にあつては、停留の期間、検疫所長が指定する場所での待機を要請された場合にあつては、検疫所長が要請する待機期間とする。

(3) 報告の徹底

罹患等した場合は、電話（内線5209）又はメール（shokuin@office.otaru-uc.ac.jp）により総務課職員係に報告すること。

(4) その他

詳細については、[「学内での新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル」](#)を参照。

4. 感染防止の取組について

(1) 個人の感染予防

・手指衛生および咳エチケット（マスクの着用）

- ① 主たる感染経路は飛沫感染と接触感染と考えられているので、手指衛生および咳エチケット（マスクの着用）などの基本的衛生管理による感染症予防に努める。
- ② 手指衛生の基本は水道水と石鹸による手洗いです。水道水と石鹸による手洗いができない環境において、アルコール消毒液を利用することが望ましい。
- ③ 事務室など屋内にいるときや会話をするとき、マスクを着用すること。
- ④ 感染力の強い変異株による新型コロナウイルス感染者が急増していることから、感染防止対策強化の一環として、着用するマスクについては、より飛沫防止効果の高い「不織布マスク」を推奨する。

・健康状況のモニタリング

- ① 健康状態のモニタリングのため、毎朝出勤前に検温することを推奨する。
検温結果について報告の必要はないが、気温・湿度の低下により風邪症状等が多くなる季節のため、発熱や体調不良等がある場合には出勤・出張などの外出をしないこと。
また、家庭内における感染事例も増えていることから、同居者がいる場合は同居者の健康状況の把握についても推奨する。

・発熱等の症状がみられる場合

- ① 発熱の症状が見られるときは出勤しない(病気休暇を取得できる)。また、体温等を測定し記録しておくこと。
- ② 発熱がなくても体調不良の症状がある場合は出勤しない(病気休暇を取得できる)。

・飲食について

- ① 自宅や飲食店などにおいて、同居家族以外の複数での飲食を控える。

(2) 勤務・通勤時の感染予防

・テレワーク（在宅勤務）及び時差出勤の実施

- ① 教員は、キャンパスへの出勤を可能とし、教育研究に支障のない範囲でテレワ

ークを推進する。

- ② 事務職員は、テレワーク・時差出勤を一部活用し、通常業務に従事する。
- ③ 詳細については、「テレワーク（在宅勤務）の実施について」及び「時差出勤の実施について」を参照。

(3) 職域の感染予防

・職場で発熱等の発症があった場合

- ① 職員が帰宅後、執務エリアの消毒を行う。

範囲、対象：発症した職員の執務エリア半径 2m 程度、机、いすなど他の職員が手で直接触れるような範囲。

方法：アルコールスプレーなどを用いる。消毒をする人はマスク、手袋、必要に応じてゴーグル、エプロンなどを用いる。

・通常勤務範囲等の予防

- ① 不特定多数の人が触れるドアノブ、階段の手すり、エレベーターの操作盤、カウンター、電話などはアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(漂白剤)を用いて消毒する。次亜塩素酸は適切に希釈して用いること(拭き取りが必要です)。消毒の回数、場所の例については別紙「事務室における環境消毒のめやす」参照
- ② 給湯エリアでの手拭き、食器用ふきんの共有を避ける。

・換気

- ① コロナウイルスは空気感染をしないとされているが、室内のウイルス量を低下させるため定期的に換気を実施する。換気については換気扇をまわしたり（機械換気）、30分に一回以上、数分間程度、窓（複数の窓がある場合、二方向の壁の窓）を開けて換気を行う。

冬季間については窓等の開放により換気を行った場合、室温が低下することから、服装等での調整を行う。

a.換気装置が設置されている場合

換気装置を常時稼働させ換気を行う。この場合、窓等の開放による換気は不要だが、換気量を増やすことは感染防止に有効なため、温かい時間帯等は窓等の開放による換気も併用して行う。

b.換気装置が設置されていない場合

教員研究室など換気装置が設置されていない部屋では、窓の開放を1回数分間程度1時間に2回以上行うなどの換気を行う。

(4) 会議等の感染予防

原則メール等による持ち回り（書面）や Zoom 等によるオンラインで開催すること。
なお、以下①～⑧等の感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催を可能（会場の収容率は 50%以下）とする。

・感染拡大防止の措置

- ① 風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底すること
- ② 参加者への手洗いやマスク着用の推奨、可能な範囲でアルコール消毒液を設置すること
- ③ こまめな換気を実施すること
- ④ 会場の椅子の間隔を空け、参加者間のスペース（ソーシャル・ディスタンス）を確保すること
- ⑤ 全体の時間を短縮すること
- ⑥ 会議への陪席は関係議題のみとし、参加時間を必要最低限に絞ること
- ⑦ 会議等終了後には会場の消毒を行うこと
- ⑧ 少人数であっても、狭いミーティングテーブル等の利用を避けること

5. ホームページ等の確認について

新型コロナウイルス感染症に関する情報については、[本学ホームページ](#)に掲載することから、随時確認すること。